# 店舗でのCOVID-19対策に必要な経費を補助します

町内で飲食店を経営する事業者に対し、COVID-19対策のための物品購入や設備導入等に要した経費について、五戸町クリーンな空間づくり補助金を交付します。

COVID-19の第二波や忘新年会時期の感染拡大防止のため、補助金を活用して対策をしましょう。

#### 対象品目

補助金申請にあたっては、①・②・③の購入が必須です。

以下①~⑦の購入・導入に係る経費 ※は想定される用途や効果

- ① 非接触型体温計または非接触型温度計
  - ※ 店舗入口で来店客の体温測定を非接触で実施
- ② 消毒液自動噴霧器または足踏式消毒液スタンド
  - ※店舗入口で来店客の手の消毒を非接触で実施
- ③ 従業員用フェイスシールド
  - ※業務中・接客中の従業員が装着
- ④ つい立て(購入、自作問わず)
  - ※ 客同士、客と従業員を仕切って飛沫拡散を防止
- ⑤ 飲食スペースへの換気扇設置
  - ※ 飲食スペースの換気による集団感染の対策
- ⑥ 客用手洗場の自動水栓化、自動水石鹸供給栓取付け、 壁掛け型ペーパータオルホルダー設置
  - ※ 手洗場の非接触化による感染症の拡大防止
- ⑦ 紫外線UV-C照射器機
  - ※ 紫外線UV-Cを照射し、テーブルや食器等のウイルスを不活性化





**補 助 率:10/10** 

補助上限額:税抜20万円または30万円(※)

ただし、①~③は合計で税抜3万円が補助上限額です。

※防火管理者届出で、収容人数100人以上の店舗

#### 対象期間

令和2年4月1日から令和3年1月31日までに購入及び導入した①~⑦に係る経費が補助対象です

#### 交付申請期限

令和2年10月31日(金)まで

※原則、購入及び導入前に町への交付申請が必要です

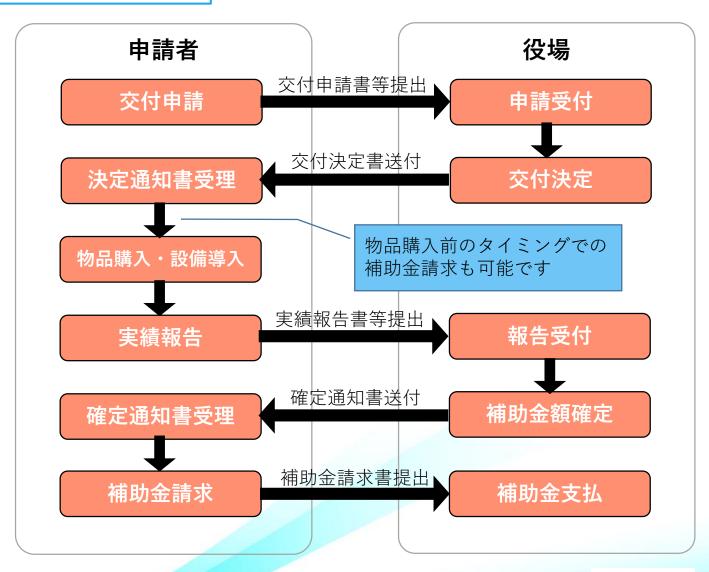
ウラへ続く

## 交付申請で必要な書類

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2)事業計画書(様式第2号)
- (3) 営業に当たり必要な許可等を受けていることを証する書類の写し
- (4) 購入・導入するものの見積書等
- (5) 防火管理者選任届出書の写し
  - ※防火管理者届出で、収容人員100人以上の店舗のみ

#### 補助金交付の流れ

以下は一般的な手続きについて記載しています。



### 問合せ・申請提出先

可能な限り郵送での申請をお願いします

〒039-1513 五戸町字古舘21-1

五戸町総合政策課 政策調整室

電話: 0 1 7 8 - 6 2 - 2 1 1 1 内線 2 3 8 メール: seisaku@town.gonohe.aomori.jp

詳しくは 五戸町 ホームページ

